

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 会員の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会（以下「この法人」という）定款第5条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛同するために入会した個人又は団体

(入会手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式第1号）を、この法人に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、個人にあっては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあっては当該団体の定款及び登記事項証明書等、理事長が求める書類をこの法人に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 過去に本協会の会員であった者で、本協会の会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
- (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（様式第2号）により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、理事会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同

様に会員名簿の登録を抹消する。

(除名)

第7条 協会は、会員の代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが次の各号の一に該当する場合、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 反社会的勢力に属すると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自ら又は第三者を利用して、協会又は協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

(7) 会費を2年滞納したとき

2 協会は、前項の規定により、会員を除名した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる除名により協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。賠償額は協会と会員が協議して定める。

(再入会)

第8条 過去にこの法人の会員であった者（退会后5年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(個人情報の保護)

第9条 この法人が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会入会申込書

私（弊社）は、貴協会の正会員（賛助会員）として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

- 1 入会希望時期 年度（ 年 月）
- 2 団体設立年月日 年 月 日
- 3 代表者として権利を行使する者（団体の場合）住所・氏名
- 4 添付書類 ①会則
 ②役員名簿
 ③事業計画書
 ④収支予算書

年 月 日

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所

氏名（法人名・代表者名）

Ⓜ

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 理事長 殿

様式第2号（第3条関係）

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会入会決定通知書

貴殿（貴社）は、 年 月 日開催の理事会において、本協会の正社員（賛助会員）として、入会が認められたので通知いたします。

年 月 日

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会
理事長 小 玉 一 彦 Ⓜ

氏名（法人名・代表者名）

殿

（注）入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成する。

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- | | | |
|----------|------|-------------|
| (1) 正会員 | 個人会員 | 3,000円(年間) |
| | 団体会員 | 5,000円(年間) |
| (2) 賛助会員 | 個人会員 | 5,000円(一口) |
| | 団体会員 | 10,000円(一口) |

- この法人の事業年度（4月1日より翌年3月31日）をもって、各会員の年間会費の期間とする。
- 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年間会費の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年間会費の半額とする。
- 正会員の会費については管理部門のために使用し、賛助会員の会費は、毎事業年度における額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として10月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の承認をもって行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____				
区 分		納入年月日	金 額	摘 要
会 費	年度分			

注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。